

証券コード 6518

(発送日) 2025年6月3日

(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号

三 相 電 機 株 式 会 社

代表取締役社長 黒 田 直 樹

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第68回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sanso-elec.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認下さい。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三相電機」または「コード」に当社証券コード「6518」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号
三相電機株式会社 講堂
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使の

お取り扱い

(1)インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、後記4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに行使して下さい。

(2)書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに到着するようにご返送ください。議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会当日、当社の役員および係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2025年6月20日（金曜日） 午前10時	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時45分入力完了分まで	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2025年6月19日（木曜日） 午後5時45分到着分まで
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 33 股

印中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
アプリで
QRコード
見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、インバウンド需要の増加もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方、地政学リスクの長期化、資源・エネルギー価格の高騰、為替相場の変動に加え、中国経済の停滞や米国の政策動向等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、重要な注力市場である半導体市場が回復に力強さを欠いた状態で推移し、半導体製造装置メーカーでは部品在庫の調整を継続しました。当社製品である半導体製造装置用ポンプの受注回復時期は見通し難い状況であるものの、半導体製造装置市場は、中長期的には情報通信技術の拡充にともなうデータ社会への移行や脱炭素社会への取り組みなどを背景に、さらなる成長が期待されております。

このような事業環境の中、環境変化に対応すべく販売価格の見直しや原価低減に努めてまいりました。しかしながら、半導体製造装置用ポンプの販売減少要因が大きく、当連結会計年度の売上高は160億29百万円（前期比90.7%）となりました。

営業利益は69百万円（前期比10.3%）、経常利益は1億36百万円（前期比17.1%）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は1億18百万円（前期比24.0%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は20億5百万円であり、その主なものは継続中の新工場建設工事と、機械工作設備の拡充ならびに金型製作であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第65期 (2022年3月期)	第66期 (2023年3月期)	第67期 (2024年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	17,098	18,618	17,666	16,029
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	884	815	493	118
1株当たり当期純利益(円)	195.82	180.00	108.48	25.98
総資産(百万円)	17,679	20,427	19,533	18,508
純資産(百万円)	10,369	11,121	11,715	11,898
1株当たり純資産額(円)	2,293.65	2,451.88	2,575.17	2,608.16

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡山三相電機株式会社	20百万円	100.0%	モータ・ポンプ製造販売
サンソー精工株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
新宮三相電機株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
上海三相電機有限公司	542万米ドル	100.0%	モータ・ポンプ製造販売

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、雇用・所得環境の改善が進む中、景気は緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で長期化する原材料価格やエネルギー価格の高騰、為替相場の不安定な動き、中国経済の減速や米国の今後の政策等、事業を取り巻く環境は先行きが不透明な状況が続くものと思われま

す。このような環境のもと、当社グループにおきましては、減速している半導体製造装置市場は、今後回復するものと予想されるため、受注の回復に合わせ生産体制の準備を進めるとともに、原材料や部材の安定調達ならびに生産コストの削減に向けた取り組みを継続して進めてまいります。また、ユニット製品の市場拡大に注力し、製品の企画、開発から新たな顧客を開拓するとともに満足度の高いサービスを提供していくことに最善を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

電気機械器具（各種モータ、電動ポンプおよび電子回路応用機器）の製造ならびに販売

(6) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

当 社	本社および工場	兵庫県姫路市、兵庫県たつの市
	営業所他	東京（東京都練馬区）、名古屋（名古屋市西区）、福岡（福岡市南区）他営業所4箇所、出張所2箇所、サービスセンター1箇所
子 会 社	岡山三相電機株式会社	岡山県赤磐市
	サンソー精工株式会社	兵庫県姫路市
	新宮三相電機株式会社	兵庫県たつの市
	上海三相電機有限公司	中国上海市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

部 門 の 名 称	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
	名	名
製 造 部 門	419 [270]	5 (減) [9] (減)
研 究 開 発 部 門	53 [4]	3 (減) [3] (減)
営業・全社（共通）部門	115 [22]	2 (減) [7] (減)
合 計	587 [296]	10 (減) [19] (減)

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名	名	歳	年
299 [76]	2 (減) [－] (－)	43.4	16.6

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	356,694千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	255,010千円
三 井 住 友 銀 行（中国）有 限 公 司	212,179千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	203,343千円
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	163,368千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 18,000,000株

② 発行済株式の総数 4,663,000株

（注）譲渡制限付株式報酬による新株発行により、発行済株式の総数は12,500株増加しております。

③ 株主数 763名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ケイアールディー株式会社	1,180	25.87
三相電機取引先持株会	609	13.36
株式会社石野製作所	401	8.79
石 野 一 郎	250	5.48
倉茂電工株式会社	131	2.87
黒 田 直 樹	128	2.82
黒 田 栄 子	103	2.26
三井住友カード株式会社	92	2.02
株式会社百十四銀行	85	1.88
明治安田生命保険相互会社	79	1.73

（注）当社は、自己株式を101,147株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

株 主 名	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	人
取締役（監査等委員である 取締役および社外取締役を除く）	12,500	7

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)②取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代 表	取 締 役 社 長	黒	田 直 樹	上海三相電機有限公司董事長
専 務	取 締 役	小	林 秀 嗣	営業部・生産管理部・製造部担当
取	締 役	曹	銀 春	資材部・海外関連会社担当・技術フェロー
取	締 役	小	畑 直 人	生産管理部長
取	締 役	榮	永 悟	統括管理部長
取	締 役	松	田 一 郎	上海三相電機有限公司総経理
取	締 役	長	野 浩 忠	技術部長
取 締 役（監査等委員）		足	立 安 孝	日本電子材料株式会社取締役（常勤監査等委員）
取 締 役（監査等委員）		井	上 美 智 代	株式会社井上鉄工所代表取締役専務
取 締 役（監査等委員）		有	田 尚 徳	有田法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）足立安孝、井上美智代ならびに有田尚徳の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は足立安孝、井上美智代ならびに有田尚徳の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）有田尚徳氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置の上、監査等委員会事務局員が社内会議への出席等を通じて情報を収集し監査等委員会と共有しております。また、内部監査員との連携を緊密にし、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 西井博生氏は2025年2月11日に逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、なぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員でありました。また、同氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

② 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	172,818千円 (－)	159,720千円 (－)	－千円 (－)	13,098千円 (－)	10名 (－)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4,990 (4,990)	4,990 (4,990)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	177,808 (4,990)	164,710 (4,990)	－ (－)	13,098 (－)	14 (4)

- (注) 1. 上表には、2024年6月20日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)3名および2025年2月11日逝去により退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「二. 取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2021年6月18日開催の第64回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。うち社外取締役年額30,000千円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員を除く。)の員数は、8名(うち社外取締役0名)であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第64回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬の額として年額20,000千円以内(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員を除く。)の員数は8名(うち社外取締役0名)であります。監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月18日開催の第64回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

二．取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a．取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

b．決定方針の内容の概要

（基本報酬に関する方針）

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等のうち、月例で支給する固定報酬に関しては、株主総会にて決議した報酬総額の限度内において、各取締役（監査等委員を除く。）の役位ならびに役割と責任等に応じて決定するものとする。

（業績連動報酬等に関する方針）

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等はなく、（基本報酬に関する方針）の固定報酬と（非金銭報酬等に関する方針）の非金銭報酬である譲渡制限付株式によるものとする。

（非金銭報酬等に関する方針）

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等に関しては、企業価値向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を一層進めるべく、譲渡制限付株式報酬を付与するものとする。

取締役（監査等委員を除く。）への譲渡制限付株式報酬総額は年額20,000千円以内とし、具体的な個人別の支給時期および配分は取締役会で決定する。

（報酬等の割合に関する方針）

固定報酬等および非金銭報酬等の種類ごとの具体的な比率は定めていないものの、前期の業績を踏まえて、従業員の定例賞与の支給係数とのバランスを考慮し決定するものとする。

（報酬等の付与時期や条件に関する方針）

月例報酬である固定報酬は、従業員のそれぞれの支給日に支給する。

非金銭報酬等である譲渡制限付株式は、定時株主総会後の取締役会において詳細を決議し、毎年一定の時期に付与支給する。

（報酬等の決定の委任に関する事項）

個人別の固定報酬等の額は、代表取締役社長に一任する。

委任を受けた代表取締役社長は、人事担当取締役と業績等について協議のうえ、各取締役（監査等委員を除く。）の職責と従業員とのバランスを考慮して具体的な額を試算し、各取締役（監査等委員を除く。）と面談のうえ決定する。

（上記のほか報酬等の決定に関する事項）

該当事項はありません。

c．当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、人事担当取締役が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

- ホ. 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長黒田直樹に対し、個人別の報酬の具体的な内容の決定を委任しております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

- へ. 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行からの独立性および経営の監督・監査という役割を踏まえ、基本報酬（固定報酬）のみで構成し、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定するものとする。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役井上美智代氏は株式会社井上鉄工所の代表取締役専務であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査等委員である取締役有田尚徳氏は有田法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

2025年2月11日に逝去により退任いたしました監査等委員である取締役西井博生氏は、なぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員でありました。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

監査等委員である取締役足立安孝氏に期待される役割については、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことであります。期待される役割に対して、当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会12回の全てに出席し、管理部門責任者としての経験を活かした専門的見地から監査等委員会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

監査等委員である取締役西井博生氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいりました。また、当事業年度開催の監査等委員会10回のうち9回に出席し、監査等委員会が定めた方針、業務の分担等に従い、公認会計士としての専門的見地から監査等委員会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行ってまいりました。なお、2025年2月11日に逝去され、同日付で取締役（監査等委員）を退任いたしましたので、退任以降の取締役会および監査等委員会の出席状況は除外しております。

監査等委員である取締役井上美智代氏は、当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し主に実業界で長年の経験を蓄積した幅広い知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会12回のうち11回に出席し、監査等委員会が定めた方針、業務の分担等に従い、実業界での経験を活かした専門的見地から監査等委員会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

監査等委員である取締役有田尚徳氏は、2025年2月11日就任以降開催の取締役会2回の全てを欠席しております。また、2025年2月11日就任以降開催の監査等委員会2回の全てを欠席しております。なお、他の業務により取締役会および監査等委員会を欠席する場合には、付議内容について必ず報告をして情報共有を図っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、2025年2月11日に逝去により社外取締役を退任いたしました西井博生氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22,000千円
- ・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、法令、定款、その他社内諸規程等の遵守ならびに社会倫理の尊重を行い、取締役が率先垂範して使用人への周知徹底を図る。

社内体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の把握と改善に努めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。また使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者保護規程」を定める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体により記録を行うとともに、閲覧が容易な状態で定められた期間、保存および管理を行うものとする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、製品市場、為替相場、金利や株価等による市場リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等様々なリスクに対処するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「デリバティブ管理規程」、「安全衛生管理規程」、「危機管理規程」、および「情報セキュリティ安全管理規程」に従い対応を図る。

全社的なリスクを総括的に管理する部門を総務担当部署とし、リスク内容により関連規程で定める部署が、リスク管理体制の確立を図る。

ロ、監査等委員会および監査部員は、各部門のリスク管理状態を監査し、監査等委員はその結果を取締役ににて報告するものとする。

ハ、事業活動上の重大な事態が発生した場合は、社長の指揮下に対策本部を設置し迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎体制として、取締役会を基本的に月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。また執行役員制度を導入しており、執行役員会を基本的に月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。

ロ、取締役は、経営戦略遂行のため中期経営計画会議にて、中期経営計画および年次事業計画の策定を行い、月1回その会議の場において進捗状況の確認を行うものとする。また執行役員が同会議に出席し、目標達成のための活動報告を行うものとする。

ハ、取締役の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の責任および権限、また執行の手続きに基づき行うものとする。

⑤ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ、使用人は、法令、定款はもとより社員の行動規範および社内諸規程に則り行動するものとする。またコンプライアンス委員会は、使用人への指導教育を補佐し、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性の確保に努める。

ロ、使用人は、法令、定款ならびに社会通念に反する行為等の事実を知った場合、「公益通報者保護規程」に基づき、社内の所定の窓口に通報を行い、不正行為等の早期発見と是正が行われる体制とする。

- ハ、監査部員は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務に関し、法令、定款および社内諸規程の遵守状況ならびに、職務執行の手続き等の内部監査を行い、社長および監査等委員に対しその結果を報告し、内部監査により判明した各部門の指摘事項等の是正確認を行うものとする。
- ⑥ **当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ、当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また子会社担当の執行役員を配置し、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うものとする。
- 更に海外子会社においては、担当の取締役が海外子会社の会計監査人と連絡を密にし、企業統括に努める。
- ロ、国内子会社の代表取締役あるいは子会社担当の執行役員は、当社の経営会議に出席し、子会社の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ハ、監査等委員会および監査部員は、当社の内部監査と同様に子会社においても同様の監査を行うものとする。
- ⑦ **当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査等委員が補助する使用人を必要とした場合、取締役会において監査等委員と協議の上、監査部員から監査等委員の補助すべき使用人として任命することができる。
- ⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査等委員の補助する使用人においては、取締役からの独立性を確保するものとし、その使用人に対する任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。
- ⑨ **当社の取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制**
- イ、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役、執行役員および使用人が監査等委員に報告するための体制を整備することとする。
- ロ、監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の報告状況を把握するため、取締役会、執行役員会および経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員および使用人に対し、説明を求めることができるものとする。
- ハ、取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項ならびに法令および定款違反、不正行為の事実等を知った場合、監査等委員に報告するものとする。監査等委員は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
- ⑩ **子会社の取締役、監査役業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制**
- イ、子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ロ、子会社各社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、子会社各社もしくは他のグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査等委員に対して報告を行うものとする。

⑪ **監査等委員へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社および子会社は、当社監査等委員へ前項⑨および⑩の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを禁止し、その旨をグループ各社の取締役、監査役および使用人に周知徹底するものとする。

⑫ **その他の当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、監査等委員会事務局、会計監査人およびグループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑬ **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理するものとする。

⑭ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

⑮ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しております。なお、当連結会計年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

当社グループは、使用人に対して適宜社員研修・管理職研修等を行い、社員が守るべき行動規範ならびに法務関連の周知徹底を図っております。

取締役の職務執行につきましては、取締役会を基本的に毎月1回開催し、法令に定められた事項および経営上の重要案件を審議決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討しております。なお、取締役会付議の重要議案につきましては社外役員に対して事前説明を行い、必要な判断の実効性を高めております。また、当社の部長職以上と子会社の社長あるいは子会社担当の執行役員がメンバーとなる経営会議を毎月4回開催し、重要な業務執行について報告・協議を行い、業務執行の適正・効率を確保しております。

監査等委員は取締役会ほか重要会議への出席や、稟議書の閲覧ほか、各部署のヒアリング・往査等を通じ会社業務の執行状況を監査しております。

(6) **会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

(7) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

利益配分につきましては、株主様および一般投資家様への企業責任の重大性を十分に認識し、業績を勘案して安定配当の確保と継続を基本とするとともに、グループが成長するための有効投資および財務体質の強化に取り組んでまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、1株につき年25円の配当とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,829,394	流動負債	4,349,882
現金及び預金	2,706,411	支払手形及び買掛金	1,036,692
受取手形及び売掛金	2,750,115	電子記録債務	1,181,107
電子記録債権	2,576,332	短期借入金	312,179
商品及び製品	936,762	1年内返済予定の 長期借入金	463,344
仕掛品	1,199,555	未払費用	424,594
原材料及び貯蔵品	395,934	未払法人税等	93,768
その他	265,283	その他	838,196
貸倒引当金	△1,000	固定負債	2,260,482
固定資産	7,678,993	長期借入金	591,749
有形固定資産	6,140,129	リース債務	489,703
建物及び構築物	2,057,145	退職給付に係る負債	1,153,375
機械装置及び運搬具	611,173	負ののれん	4,305
工具、器具及び備品	378,830	その他	21,350
土地	945,996	負債合計	6,610,365
リース資産	630,029	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,516,954	株主資本	11,039,600
無形固定資産	84,651	資本金	915,231
ソフトウェア	32,418	資本剰余金	1,869,528
その他	52,232	利益剰余金	8,333,975
投資その他の資産	1,454,212	自己株式	△79,134
投資有価証券	974,133	その他の包括利益累計額	858,422
繰延税金資産	249,165	その他有価証券評価差額金	205,934
その他	230,913	為替換算調整勘定	660,095
		退職給付に係る調整累計額	△7,606
		純資産合計	11,898,023
資産合計	18,508,388	負債純資産合計	18,508,388

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,029,586
売上原価		13,440,323
売上総利益		2,589,263
販売費及び一般管理費		2,519,559
営業利益		69,703
営業外収益		
受取利息	7,222	
受取配当金	23,893	
投資有価証券売却益	4,974	
負ののれん償却額	2,152	
不動産賃貸料	70,061	
売電収入	6,915	
その他の	18,351	133,571
営業外費用		
支払利息	11,473	
為替差損	10,280	
投資有価証券評価損	152	
投資有価証券償還損	5,054	
不動産賃貸費用	33,856	
売電費用	3,158	
その他の	2,830	66,806
経常利益		136,468
特別利益		
固定資産売却益	4,271	
投資有価証券売却益	103,307	107,578
特別損失		
固定資産売却損	1,031	
固定資産除却損	5,141	
投資有価証券売却損	2,091	8,263
税金等調整前当期純利益		235,783
法人税、住民税及び事業税	107,717	
法人税等調整額	9,629	117,347
当期純利益		118,436
親会社株主に帰属する当期純利益		118,436

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	908,918	1,863,215	8,338,371	△79,134	11,031,371
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	6,312	6,312			12,625
剰 余 金 の 配 当			△122,832		△122,832
親会社株主に帰属 する当期純利益			118,436		118,436
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	6,312	6,312	△4,396	－	8,228
当 期 末 残 高	915,231	1,869,528	8,333,975	△79,134	11,039,600

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	201,318	501,673	△19,027	683,964	11,715,336
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					12,625
剰 余 金 の 配 当					△122,832
親会社株主に帰属 する当期純利益					118,436
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,615	158,421	11,420	174,458	174,458
当 期 変 動 額 合 計	4,615	158,421	11,420	174,458	182,686
当 期 末 残 高	205,934	660,095	△7,606	858,422	11,898,023

[連結注記表]

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	岡山三相電機株式会社 サンソー精工株式会社 新宮三相電機株式会社 上海三相電機有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社はありませんので、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海三相電機有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～47年

機械装置及び運搬具 2年～9年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

商品または製品の販売に係る収益は、主に電気機械器具の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、出荷時から商品または製品の支配が顧客に移転される時までが通常の期間のため、商品または製品を出荷する一時点において、顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、出荷時点（輸出取引については船積み時点）で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価に基づき測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、当社および連結子会社の外注先との有償支給取引は、当社および連結子会社が買い戻す義務を有していると認められるため、支給品の譲渡に係る収益を認識しておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 負ののれんの償却方法および償却期間

2010年3月31日までに発生した負ののれんについては20年間の定額法により償却を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性
繰延税金資産 249,165千円
2. 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、将来の事業計画における将来の業績予測については、売上高および営業利益の予測について重要な仮定が含まれており、過去の売上実績や顧客の需要動向を勘案しております。
- 繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存し、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 担保に供している資産
投資有価証券 92,190千円
当該担保資産は、輸入消費税の延納保証の担保に供されています。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,031,573千円
- (3) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額
受取手形 123,771千円
売掛金 2,626,344千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,650,500株	12,500株	一株	4,663,000株

(注) 発行済株式の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通 株式	122,832	利益 剰余金	27.0	2024年3月31日	2024年6月4日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通 株式	114,046	利益 剰余金	25.0	2025年3月31日	2025年6月4日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金ならびに債券等に限定し、また、資金調達については資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、全ての取引先に対して与信限度額を設定し期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式ならびに債券等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、資金運用管理規程に従い、保有状況を継続的に見直し、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、当社において、連結子会社も含め各社毎の資金繰計画を適時作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券	971,999	971,999	—
(2) 長期借入金	1,055,093	1,040,586	△14,506

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等（非上場株式 連結貸借対照表計上額2,134千円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。
3. 「(2) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2の時価：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3の時価：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区 分	時 価			
	レベル 1 (千円)	レベル 2 (千円)	レベル 3 (千円)	合 計 (千円)
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	516,024	—	—	516,024
国 債 ・ 地 方 債	110,756	—	—	110,756
そ の 他 債 券	—	100,118	—	100,118
そ の 他	—	245,099	—	245,099

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区 分	時 価			
	レベル 1 (千円)	レベル 2 (千円)	レベル 3 (千円)	合 計 (千円)
長 期 借 入 金	—	1,040,586	—	1,040,586

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式および債券等は相場価格または取引金融機関等から揭示された価格を用いて評価しております。上場株式および国債ならびに地方債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している国債ならびに地方債を除いたその他の債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

部門別の名称	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
モータ (千円)	7,266,019
ポンプ (千円)	8,763,567
顧客との契約から生じる収益 (千円)	16,029,586
その他の収益 (千円)	—
外部顧客への売上高 (千円)	16,029,586

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項(4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- (1) 1 株当たり純資産額 2,608円16銭
(2) 1 株当たり当期純利益 25円98銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,329,866	流 動 負 債	3,412,195
現金及び預金	1,615,297	支払手形	15,497
受取手形	115,764	電子記録債務	1,181,924
電子記録債権	2,540,335	買掛金	855,515
売掛金	2,034,904	1年内返済予定の	463,344
商品及び製品	611,641	長期借入金	
仕掛品	528,407	未払金	253,536
原材料及び貯蔵品	236,663	未払費用	310,940
その他	647,852	未払法人税等	89,000
貸倒引当金	△1,000	預り金	30,454
固 定 資 産	7,499,262	その他	211,983
有 形 固 定 資 産	4,897,530	固 定 負 債	2,043,578
建物	1,476,359	長期借入金	591,749
構築物	80,097	リース債務	296,228
機械及び装置	329,194	退職給付引当金	1,134,251
車両運搬具	1,990	その他	21,350
工具、器具及び備品	251,951	負 債 合 計	5,455,774
土地	913,105	(純資産の部)	
リース資産	346,828	株 主 資 本	10,167,420
建設仮勘定	1,498,002	資 本 金	915,231
無 形 固 定 資 産	32,742	資 本 剰 余 金	1,867,821
ソフトウェア	28,320	資 本 準 備 金	1,867,821
その他	4,422	利 益 剰 余 金	7,463,364
投 資 其 他 の 資 産	2,568,989	利 益 準 備 金	79,200
投資有価証券	974,133	その他利益剰余金	7,384,164
出 資 金	210	別 途 積 立 金	2,080,000
関係会社出資金	614,067	繰越利益剰余金	5,304,164
関係会社長期貸付金	764,500	自 己 株 式	△78,996
繰延税金資産	331,070	評 価 ・ 換 算 差 額 等	205,934
その他	218,007	その他有価証券評価差額金	205,934
貸倒引当金	△333,000	純 資 産 合 計	10,373,354
資 産 合 計	15,829,128	負 債 純 資 産 合 計	15,829,128

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,960,494
売 上 原 価		10,636,959
売 上 総 利 益		2,323,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,015,646
営 業 利 益		307,887
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,974	
受 取 配 当 金	79,559	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,974	
不 動 産 賃 貸 料	8,379	
売 電 収 入	6,915	
そ の 他	8,362	114,165
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,820	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	152	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	5,054	
為 替 差 損	7,632	
不 動 産 賃 貸 費 用	5,205	
売 電 費 用	3,758	
そ の 他	2,830	27,453
経 常 利 益		394,599
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	241	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	103,307	103,549
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,031	
固 定 資 産 除 却 損	1,437	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,091	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,000	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	310,000	324,560
税 引 前 当 期 純 利 益		173,588
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	100,949	
法 人 税 等 調 整 額	△13,105	87,843
当 期 純 利 益		85,745

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	資本剰余 金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	908,918	1,861,508	1,861,508	79,200	2,080,000	5,341,251	7,500,451	△78,996	10,191,882
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	6,312	6,312	6,312						12,625
剰余金の配当						△122,832	△122,832		△122,832
当 期 純 利 益						85,745	85,745		85,745
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	6,312	6,312	6,312	－	－	△37,087	△37,087	－	△24,462
当 期 末 残 高	915,231	1,867,821	1,867,821	79,200	2,080,000	5,304,164	7,463,364	△78,996	10,167,420

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	201,318	201,318	10,393,201
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			12,625
剰余金の配当			△122,832
当 期 純 利 益			85,745
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,615	4,615	4,615
当期変動額合計	4,615	4,615	△19,846
当 期 末 残 高	205,934	205,934	10,373,354

[個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (3) 棚卸資産
商品及び製品・仕掛品 総平均法による原価法
原材料 移動平均法による原価法
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～47年
機械及び装置 2～9年
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益および費用の計上基準

商品または製品の販売に係る収益は、主に電気機械器具の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、出荷時から商品または製品の支配が顧客に移転される時までが通常の期間のため、商品または製品を出荷する一時点において、顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して充足されたと判断し、出荷時点（輸出取引については船積み時点）で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価に基づき測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、当社の外注先との有償支給取引は、当社が買い戻す義務を有していると認められるため、支給品の譲渡に係る収益を認識しておりません。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	331,070千円
--------	-----------

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、将来の事業計画における将来の業績予測については、売上高および営業利益の予測について重要な仮定が含まれており、過去の売上実績や顧客の需要動向を勘案しております。

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存し、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社投融資の評価に係る見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	-千円
関係会社出資金	614,067千円
関係会社長期貸付金	764,500千円
貸倒引当金	333,000千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式および関係会社出資金については、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、将来の事業計画等により回収可能性があると判断された場合を除き、実質価額まで評価損を計上しております。

また、関係会社に対する貸付金については、関係会社の財政状態および経営成績の状況を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当該見積額は、事業環境等の変化により見直しが必要となった場合には、翌事業年度における関係会社投融資の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	92,190千円
--------	----------

当該担保資産は、輸入消費税の延納保証の担保に供されています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	9,028,045千円
--	-------------

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

上海三相電機有限公司	312,179千円
------------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	518,364千円
② 長期金銭債権	764,500千円
③ 短期金銭債務	492,616千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

① 売上高	510,254千円
② 仕入高	3,595,041千円
③ 営業取引以外の取引高	394,094千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	101,147株	一株	一株	101,147株

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	岡山三相電機 株式会社	直接 100%	資金の援助	資金の貸付	230,000	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	221,500
				資金の回収	8,500	流 動 資 産 そ の 他	35
				利息の受取	277		
子会社	サンソー精工 株式会社	直接 100%	資金の援助	資金の貸付	180,000	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	181,000
				資金の回収	19,000	流 動 資 産 そ の 他	31
				利息の受取	241		
子会社	新宮三相電機 株式会社	直接 100%	当社製品の 部 品 製 造 資金の援助	部品の加工外注	1,161,905	買 掛 金	98,333
				資金の貸付	180,000	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	362,000
				資金の回収	18,000		
				利息の受取	1,566		
子会社	上海三相電機 有限公司	直接 100%	当社製品の 部 品 製 造 役員の兼任	製品・部品の 購 入	1,330,610	買 掛 金	191,943
				債 務 保 証	312,179	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、当社の調達金利を勘案して利率を決定しております。
2. 営業取引については、製造原価を勘案して協議のうえ、決定しております。
3. 子会社への債権に対して、次のとおり貸倒引当金を計上しております。
債権の期末残高に対する貸倒引当金 333,000千円
当事業年度の貸倒引当金繰入額 310,000千円

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	105,201千円
未払事業税	6,297千円
未払費用	77,968千円
退職給付引当金	357,289千円
減価償却超過額	730千円
その他	41,141千円
繰延税金資産小計	588,628千円
評価性引当額	145,628千円
繰延税金資産合計	443,000千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	96,818千円
その他	16,110千円
繰延税金負債合計	111,929千円
繰延税金資産の純額	331,070千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が7,503千円増加し、法人税等調整額が10,208千円、その他有価証券評価差額金が2,705千円減少しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	2,273円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	18円81銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

三相電機株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 勝 充 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三相電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三相電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月 19 日

三相電機株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 川 勝 充 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三相電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

三相電機株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 足 立 安 孝 ㊞

監 査 等 委 員 井 上 美 智 代 ㊞

監 査 等 委 員 有 田 尚 徳 ㊞

(注) 監査等委員足立安孝、井上美智代及び有田尚徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7 名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役 7 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	くろだ なおき 黒 田 直 樹 (1959年 2 月 1 日生)	1989年 3 月 当社入社 1998年10月 当社品質管理部長 2001年 6 月 当社取締役品質保証部・品質 管理部担当 2004年 7 月 当社取締役経営企画部・情報 システム部担当 2006年 5 月 当社常務取締役 2006年 5 月 上海三相電機有限公司董事長 (現在に至る) 2006年 6 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	128,908株
2	こばやし ひでつぐ 小 林 秀 嗣 (1954年 5 月 8 日生)	1977年 4 月 当社入社 1996年 2 月 当社技術本部研究部長 2000年 6 月 当社取締役研究開発部担当 2005年 7 月 当社取締役品質保証部・汎用 ポンプ営業部・東京第一営業 部・東京第二営業部担当 2008年 4 月 当社取締役営業部長 2009年 4 月 当社取締役研究開発部・営業 部担当 2011年 6 月 当社常務取締役技術部・営業 部担当 2016年 6 月 当社専務取締役技術部・営業 部・生産管理部担当 2017年 6 月 当社専務取締役営業部・生産 管理部・製造部担当 (現在に至る)	25,200株
3	そう ぎんしゅん 曹 銀 春 (1970年 1 月25日生)	2001年 7 月 当社入社 2006年11月 当社研究開発部長 2009年10月 当社技術部長 2016年 6 月 当社執行役員技術部長 2017年 6 月 当社取締役技術部長 2021年 1 月 当社取締役フェロー 2022年 2 月 当社取締役資材部担当・技術 フェロー 2023年 6 月 当社取締役資材部・海外関連 会社担当・技術フェロー (現在に至る)	7,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	こはた なおと 小 畑 直 人 (1970年9月22日生)	1993年4月 当社入社 2013年3月 当社技術部副部長 2016年3月 当社営業部長 2019年6月 当社執行役員営業部長 2021年6月 当社取締役営業部長 2024年6月 当社取締役生産管理部長 (現在に至る)	4,300株
5	えいなが さとる 榮 永 悟 (1969年9月15日生)	1992年4月 当社入社 2010年3月 当社統括管理部副部長 2016年6月 当社統括管理部長 2022年6月 当社執行役員統括管理部長 2023年6月 当社取締役統括管理部長 (現在に至る)	5,600株
6	まつだ いちろう 松 田 一 郎 (1964年12月10日生)	1988年4月 当社入社 2013年6月 当社生産管理部長 2014年2月 当社資材部長 2017年6月 上海三相電機有限公司総経 理 (現在に至る) 2022年6月 当社執行役員 2024年6月 当社取締役 (現在に至る)	2,100株
7	ながの ひろただ 長 野 浩 忠 (1974年12月21日生)	2000年3月 当社入社 2012年7月 当社技術部担当部長 2013年3月 当社技術部副部長 2021年1月 当社執行役員技術部長 2024年6月 当社取締役技術部長 (現在に至る)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し同内容で更新する予定であります。各候補者が取締役に選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	あだち やすたか 足 立 安 孝 (1951年9月17日生)	1998年1月 日本電子材料株式会社入社 2004年7月 同社経理シニアマネージャー 2008年4月 同社管理部門副統括部長 2009年1月 ジェム上海社取締役社長 (現在に至る) 2009年6月 日本電子材料株式会社取締役 管理部門統括部長 2015年6月 当社社外取締役 2017年6月 日本電子材料株式会社常務取締役 常務執行役員 管理部門統括担当（コンプライアンス担当） 管理部門統括部長 2019年6月 同社専務取締役 専務執行役員 管理部門統括担当（コンプライアンス担当） 管理部門統括部長 2021年6月 当社社外取締役[監査等委員] (現在に至る) 2023年6月 日本電子材料株式会社取締役 [常勤監査等委員] (現在に至る) 【選任理由および期待される役割の概要】 足立安孝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者として長年経営管理に携わり豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営基盤の強化と企業価値向上に活かしていただくことを期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、取締役会の業務執行の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
2	いのうえ みちよ 井上美智代 (1958年6月16日生)	1980年6月 株式会社井上鉄工所入社 1987年7月 同社取締役 2001年8月 同社専務取締役 2016年12月 同社代表取締役専務 (現在に至る) 2023年6月 当社社外取締役[監査等委員] (現在に至る)	0株
3	※ やすやま ひさよし 安山寿祥 (1969年6月9日生)	1993年10月 朝日監査法人(現・有限責任あ ずさ監査法人)入所 2001年12月 朝日監査法人(現・有限責任あ ずさ監査法人)退所 2002年1月 安山公認会計士事務所開所 2004年9月 なぎさ監査法人設立 代表社 員 (現在に至る) 2019年4月 株式会社メディカルネットワ ーク取締役 (現在に至る) 2022年10月 税理士法人清水会計 社員 (現在に至る)	0株
【選任理由および期待される役割の概要】 安山寿祥氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての専門的知識と幅広い見識を有しており、当社取締役会の意思決定の適法性を確保するための確かな助言、提言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、取締役会の業務執行の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。			

(注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 足立安孝、井上美智代および安山寿祥の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 足立安孝氏は現在当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって4年となります。

5. 井上美智代氏は現在当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって2年となります。

6. 足立安孝氏は2015年6月から2021年6月までの間当社の社外取締役でありました。

7. 当社は、足立安孝氏、井上美智代氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、安山寿祥氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し同内容で更新する予定であります。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。
9. 足立安孝氏、井上美智代氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、安山寿祥氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

(第1号議案および第2号議案のご参考)

取締役会スキルマトリックス

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認されますと、本総会終結後の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏 名		企業経営 経営戦略	営業・マー ケティング	技術 研究開発	製造 品質	財務 会計	法務・コ ンプライ アンス	人事 人材開発	グロー バル
取締 役	黒田 直樹	●	●		●		●	●	●
	小林 秀嗣	●	●	●	●				●
	曹 銀春			●					●
	小畑 直人		●	●					
	榮永 悟					●	●	●	
	松田 一郎	●	●	●					●
	長野 浩忠			●					
監 査 等 委 員	足立 安孝	●				●	●		
	井上美智代	●				●	●		
	安山 寿祥	●				●	●		

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

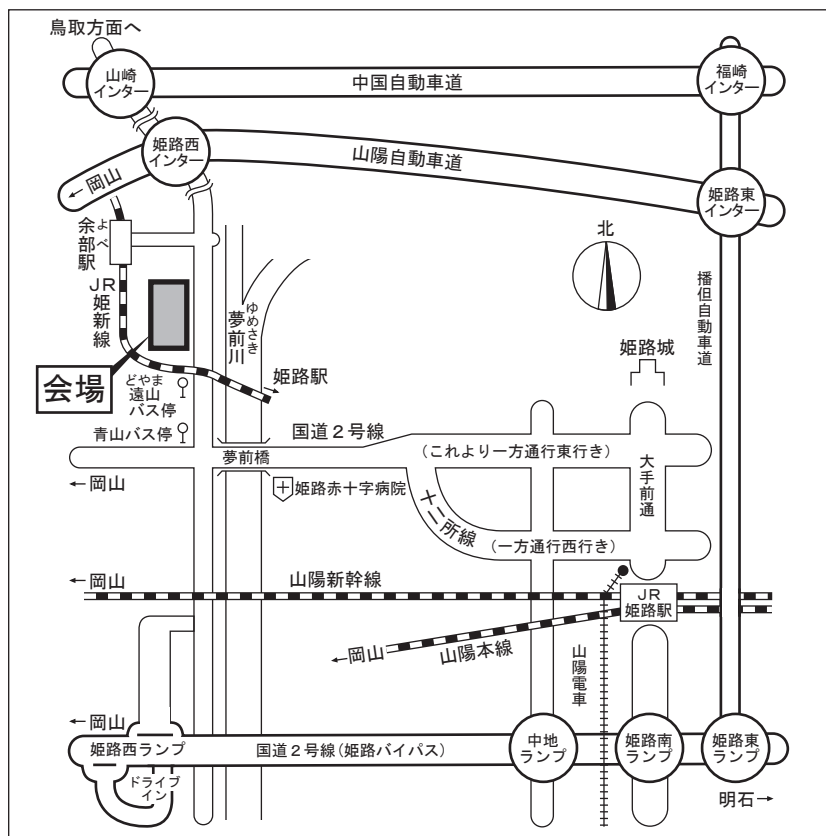
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
こやま れいこ 小 山 玲 子 (1976年1月19日生)	2007年10月 岡山弁護士会に弁護士登録 大土法律事務所入所 2011年4月 兵庫県弁護士会に弁護士登録 有田法律事務所入所 (現在に至る)	0株
	【選任理由および期待される役割の概要】 小山玲子氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年の弁護士として培われた法律知識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待したためであります。また、同氏が就任された場合は、取締役会の業務執行の決定に対し、客観的、中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小山玲子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小山玲子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。なお、小山玲子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



会 場：兵庫県姫路市青山北一丁目 1 番 1 号

三相電機株式会社 講堂

電 話 (079) 266-1200

交通機関

J R：姫新線＜余部^{よべ}駅＞

下車徒歩 約 6 分

バス：神姫バス＜遠山^{とやま}バス停＞

下車徒歩 約 3 分

(できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。)